

平成 26 年 10 月 6 日
青森市特別職報酬等審議会
公募委員 三国谷清一

議員報酬の額について(提案)

[考え方]

1. 前回の議員報酬改定時(平成 14 年度)から平成 25 年度までの給料表上での部長級給料(最高号級)変化率[H 14 - H 25]△ 7.4 %の削減を提案する。

[給料表上での部長級給料(最高号級)変化率を使う理由]

1. 平成 24 年度に開催された青森市特別職報酬審議会条例(以下「審議会条例」という。)第 1 条の規定に基づく青森市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)では、「一般職職員のトップである部長級職員の平均給料はこれまで 10.2 %引き下げられており、これを考慮した上で、～略～議長、副議長及び議員については、厳しい市の財政状況を踏まえるとともに、これまで 9 年間余りの間に見直しされてこなかったことを踏まえ、いずれも 15 %程度引き上げることが妥当であるとの意見が大勢を占めたものである。」とし、議員報酬の額を 633 千円から 15 %引き下げて 538 千円とすべきと答申した。
2. 私も「一般職職員のトップである部長級職員の給料」の変化率を用いることについては同様の意見であるが、平成 24 年審議会で用いた 10.2 %の削減率は実在の部長級職員に実際に支給された給料の額の平均を用いているため、その時々部長の年齢などの条件により変化率に変化が生じる可能性があるが、給料表上での部長級給料(最高号級)変化率にはそのおそれがない。

[会長試案及び第 2 回審議会途中で配付された「議員報酬(議員)の正規分布曲線により算定された議員報酬 55 万円程度」に反対する理由]

1. 私は、審議会における議会の議員報酬並びに市長及び副市長の給料(以下「特別職の職員の報酬等」という。)の額の算定方式は継続すべきが原則であり、変更する場合にはその理由を明らかにするべきであると考えているが、今回(平成 26 年度)の審議会ではその理由が示されないままに、新しい算定方式による会長試案として、資料 27 - 01 により市長の給料、資料 30 - 01 により議員報酬が提案され、賛否が採られた。しかし、市長給料会長試案を審議会開催日当日に配布して賛否を採るとか、議員報酬の新しい算定方式についてのキチンとした説明をしないままに賛否を採るとかし、委員による十分な議論・審議をしないで決めるこのような審議会の進行の仕方は間違っていると思う。
2. 資料 30 - 01 の「③国会議員の歳費を基準とする考え方(ア)」については、以下の理由から反対である。
 - (1) 人口 30 万人未満の青森市の市議会議員の議員報酬と、人口 1 億 2 千万人の日本国の国会議員の歳費とを比較するのは、あまりにレベルが違いすぎる。
 - (2) 国会各議院の議長、副議長の歳費はそれぞれ議員の歳費 1.68 倍、1.22 倍であるが、青森市議会ではそれぞれ 1.13 倍、1.03 倍であり、そもそも国と青森市では議員の歳費・報酬の仕組みが異なっているのではないかと思う。また、国会議員には歳費の他にも青森市議会議員には支給されていないお金がある。
 - (3) 国会議員に対応する一般職の公務員の最高の給料額は指定職俸給表 8 号俸を使い、青森市職員の最高の給料額は行政職給料表 9 級 41 号級(国の行政職俸給表 9 級 41 号

級に同じ)を使っている。青森市には指定職は存在せず、かつ 9 級も存在しない。青森市の部長級で理屈上到達しうる最高の給料額は 8 級 45 号 478, 200 円である。最高の給料を貰う指定職の国家公務員と、地方公務員の部長とは採用試験制度も違うし、適用する給料表も異なり、そもそも比較することに無理があると考ええる。

(4) この方式を採用した場合、資料 02 - 02「昭和 43 年自治省行政局長通知」において参考とすることとされている「消費者物価上昇率」「類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額」「過去における特別職員の給与改定の状況」「一般職の職員の給与改定の状況」が反映されない可能性が大きい。

3. 資料 30 - 01 の「③国会議員の歳費を基準とする考え方(イ)」については、以下の理由から反対である。

(1) 前述 2 の (1) 及び (2) に同じ。

(2) 国会議員の議員活動時間はどれ位のものなのかは配付資料からは読み取れないが、青森市議会議員の議員活動は会期以外の日にも行われており、資料 30 - 01 の 2 頁の「衆議院・青森市議会会期日数等比較 (H 22 年中)」は実態を反映していない。

(3) 本算定式では (国会議員の職務遂行日数 / 市議会議員の職務執行日数) を 0.45 としているが、会期と会期に含まれる本会議開催日数、会期に含まれている可能性のある委員会開催日数という、意味合いの異なる三つの割合の数字の単純平均を使うことに疑問を感じる。

4. 資料 30 - 01 の「⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方」に賛成しない理由

(1) 本件の算定方式は検討に値するものであると考えるが、部長級の給料月額の変化率方式を変更する積極的な理由が見つからないこと。

(2) 松宮委員からの、議員報酬 / 市長給料の比率 59.4 % は間違っているのではないかとこの指摘に対して事務局が明確な回答をしなかったから。

5. 第 2 回審議会途中で配付された「議員報酬 (議員) の正規分布曲線により算定された議員報酬 55 万円程度」に反対する理由は以下のとおり。

(1) この方式は、市長の給料月額を 100 万円とするに用いた資料 27 - 01 の 10 頁と同じ考え方であるが、そもそも正規分布曲線を用いるこの方式は、求める適正な議員報酬額ほどの範囲にあるのかを示すものであり、額の確定には馴染まないものである。

(2) 43 の中核市の議員報酬が何時決められたものか分からないままにグラフを書いて範囲を決めても、中核市の議員報酬が第 2 次安倍政権誕生以前に決められたものであれば、「近年における消費者物価上昇率」「一般職の職員の給与改定の状況」を適切に反映していない可能性が大きい。

[私が提案する議員報酬額]

(算定式)

現行の議員報酬の額 × 平成 14 年度から平成 25 年度までの間の給料表上での部長級給料 (最高号級) 変化率 [H 14 - H 25] △ 7.4 % = 適正な議員報酬額

(計算)

633, 000 円 × (1 - 0.074) = 586.158 円 ≒ 586.000 円

(結論)

適正な議員報酬額は「586.000 円」である。